

糸島市窓口用広告入り封筒無償提供者募集要領

1 目的

この要領は、糸島市役所の窓口用として使用する広告を掲載した封筒（以下「封筒」という。）を無償提供する者（以下「無償提供者」という。）を公募するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

無償提供者の業務の内容は、次のとおりとする。

- （１）封筒の無償提供
- （２）広告掲載を希望する広告主の募集
- （３）広告内容の審査
- （４）行政情報の掲載（必要に応じ掲載内容の見直しを行う）
- （５）広告内容に関する対応
- （６）その他本業務の実施に付随する業務

3 協定期間等

- （１）協定期間 協定締結の日から令和１２年５月３１日まで
- （２）封筒使用期間 令和９年６月１日から令和１２年５月３１日まで

4 封筒の必要枚数等

（１）必要枚数

- ① A４版用封筒 180,000 枚/3 年（60,000 枚/年）

※見込数であり、これを超える枚数が必要となった場合は、本市より追加で無償提供を依頼する予定

（２）材質等の仕様

- ① 封筒の色 白又は明るい地色
- ② 広告枠寸法 封筒下部の 40%未満
- ③ 紙質 上質紙 70K

（３）広告内容等

- ① 無償提供者が広告主を募集し、無償提供者も広告主になることができるものとする。
- ② 広告内容については、「糸島市広告掲載事業実施規程」及び「糸島市広告掲載事業広告掲載基準」に従うものとする。
- ③ 無償提供者において審査し、本市の事前承認を得た広告のみ掲載するものとする。

- ④ 無償提供者は、広告内容について第三者から苦情等が生じた場合は、全ての責任を負い、直ちに問題解決のために対応しなければならないものとする。
- ⑤ 無償提供者は、提供した封筒又は掲載された企業に問題が生じた場合は、速やかに提供した封筒をすべて回収し、代替封筒を提供するものとする。

5 参加資格

応募者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人であること。
- (2) 共同企業体ではないこと。
- (3) 本業務と類似の封筒の無償提供実績を有していること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定される、一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

6 公募期間

- (1) 公募期間 令和 8 年 9 月 1 日（火）から 9 月 30 日（水）まで
- (2) 申込方法 提出書類（正本 1 部、副本 1 部、封筒の見本 5 部）を持参又は郵送により、下記へ提出
- (3) 申込先 〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目 1 番 1 号
糸島市役所市民部市民課
- (4) 申込期限 令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 4 時 45 分

※郵送の場合は、申込期限までに必着のこと。

7 提出書類

- (1) 参加申込書
- (2) 糸島市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当しない旨の誓約書
- (3) 法人登記事項証明書
- (4) 協定を締結する本店又は支店等における法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない証明書
- (5) 協定を締結する本店又は支店等における所在地市町村の市税の滞納がない証明書
- (6) 会社概要（パンフレット等）

(7) 封筒納入計画書

様式は任意とし、次の事項を記載すること。

- ① 封筒の仕様
- ② 本業務と類似の封筒の無償提供実績（過去5年以内）
- ③ 広告主の募集方法
- ④ 広告内容の審査体制
- ⑤ 広告内容へのクレーム等の問題発生時の対応方法
- ⑥ 独自の提案及び工夫等のアピールしたい事項

(8) 封筒の見本

※(3)～(5)は、提出日から3か月以内に発行されたものであること。

8 審査

- (1) 応募者の参加資格について、7(1)から(7)までにより確認する。
- (2) 参加資格を有していないと認めた応募者には、「参加資格確認結果通知書」により通知するものとする。
- (3) 参加資格を有していると認めた応募者の中から書類審査を行い、無償提供者を決定するものとする。
- (4) 書類審査を行った応募者へ「審査結果通知書」により審査結果を通知するものとする。
- (5) 審査結果は、糸島市ホームページにおいて公表するものとする。
- (6) 審査結果についての異議は受け付けないものとする。

9 その他

- (1) 応募に関する費用については、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類については、返却しないものとする。
- (3) 申込期限後の書類の再提出及び差替えは認めないものとする。

10 担当部署

糸島市役所市民部市民課市民係 担当者 田中
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
電話 092-332-2065
E-mail : shimin@city.itoshima.lg.jp